

岩手県告示第665号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和2年10月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 名称 八幡平市矢神岳鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成22年岩手県告示第853号）による更新後の八幡平市矢神岳鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 2 (1) 名称 滝沢市砂込鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の名称の変更（平成26年岩手県告示第31号）による変更後の滝沢市砂込鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 3 (1) 名称 葛巻町黒森鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の指定（平成22年岩手県告示第849号）による指定後の葛巻町黒森鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 4 (1) 名称 雫石町鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成22年岩手県告示第853号）による更新後の雫石町鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 5 (1) 名称 岩手町鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成22年岩手県告示第853号）による更新後の岩手町鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 6 (1) 名称 五葉山鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成22年岩手県告示第853号）による更新後の五葉山鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 7 (1) 名称 陸前高田市箱根山鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成22年岩手県告示第853号）による更新後の陸前高田市箱根山鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 8 (1) 名称 宮古市崎山鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成22年岩手県告示第853号）による更新後の宮古市崎山鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 9 (1) 名称 浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区
- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成22年岩手県告示第853号）による更新後の浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

10(1) 名称 二戸市上斗米鳥獣保護区

- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成22年岩手県告示第853号）による更新後の二戸市上斗米鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

11(1) 名称 鳥越鳥獣保護区

- (2) 区域 鳥獣保護区の存続期間の更新（平成22年岩手県告示第853号）による更新後の鳥越鳥獣保護区の区域
- (3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。